成田市からのお知らせ

令和８年１１月５日時点

令和８年台風２５号で被災された方への 支援一覧



被災された方への支援・生活情報は
市ホームページからも確認できます

住まい

名称	概要	担当課	問合せ先
公営住宅への入居	現在の住まいに住み続けることが難しい場合、市営住宅や県営住宅に一時的に無償で入居できます ※県営住宅は千葉県住宅課（043-223-3222）へ	建築住宅課	20-1564
賃貸型応急住宅の供与	住宅が全壊するなどの大きな被害を受けた場合、千葉県が県内の民間賃貸住宅を借り上げ、応急仮設住宅として最長2年間提供します	建築住宅課	20-1564
住宅の応急修理	住宅に大きな被害を受けた世帯を対象に、日常生活に必要不可欠な最低限度の応急修理を支援します	建築住宅課	20-1564
障害物の除去	住宅やその周辺に流れ込んだ土石や竹木などにより一時的に住めず、自力で障害物を取り除くことができない世帯を対象に、障害物の除去を支援します	建築住宅課	20-1564
住宅の消毒作業	床上浸水の被害を受けた住宅について、清掃・乾燥が終わった後、希望する場合は、市が消毒作業を行います	環境衛生課	20-1531

見舞金・貸し付け

名称	概要	担当課	問合せ先
被災者生活再建支援金	住宅に大きな被害を受けた世帯を対象に、生活の再建を支援するため、被災の程度に応じた支援金を支給します	社会福祉課	20-1536
千葉県災害見舞金	住宅が全壊した被災者に対し災害見舞金を支給します	社会福祉課	20-1536
成田市災害見舞金	土砂崩れや土砂の流出によって宅地に被害を受けた人を対象に、災害見舞金を支給します	社会福祉課	20-1536
災害援護資金貸付金	世帯主が負傷した、または住居や家財などに被害を受けた一定の所得以下の世帯を対象に、生活立て直しのための資金を貸し付けます	社会福祉課	20-1536
千葉県農業災害対策資金	農業経営の立て直しと農業用施設の復旧に必要な資金を低金利で貸し付けます	農政課	20-1541

税金

名称	概要	担当課	問合せ先
個人住民税の減免	令和8年度分の個人住民税のうち、10月以降に納期が到来する分について、被害状況や前年の所得金額に応じて減免します	市民税課	20-1513
固定資産税・都市計画税の減免	所有する固定資産に大きな被害を受けた場合、被害状況に応じて、固定資産税などを減免します	資産税課	20-1514

※支援の要件は主なものを記載していますので、その他の要件等の詳細は担当課にお問合せください。

医療・介護・年金

名称	概要	担当課	問合せ先
国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免	令和8年度分の保険税のうち、災害を受けた日以後に納期が到来する分について、被害状況や前年の所得金額に応じて減免します	保険年金課	20-1526 20-1547
国民健康保険・後期高齢者医療制度の一部負担金の減免等	医療機関の窓口で支払う一部負担金について、資産に重大な損害を受け、支払いが困難であると認められる場合、一定期間減免または徴収を猶予します	保険年金課	20-1526 20-1547
介護保険料の減免・徴収猶予	令和8年度分の保険料のうち、災害を受けた日以後に納期が到来する分について、被害状況や前年の所得金額に応じて減免または徴収を猶予します	介護保険課	20-1545
介護保険利用者負担額の減免	令和8年度分の申請日以後に利用した介護サービスの利用者負担額を、前年の所得金額や被害状況に応じて、一定期間減免します	介護保険課	20-1545
国民年金保険料の免除	住宅などがその価格の2分の1以上の損害を受けた場合、国民年金保険料を一定期間免除します	保険年金課	20-1547

子育て・保育

名称	概要	担当課	問合せ先
児童手当・児童扶養手当（認定請求の特例）	やむを得ない理由で認定請求ができなかった場合は、その理由がなくなった日から15日以内に認定請求を行うことで、認定請求ができなかった日の属する月の翌月分から手当を受給できます	子育て支援課	20-1538
児童扶養手当（所得制限の特例）	住宅や家財などに、おおむね2分の1以上の被害を受けた場合は、被害を受けた月から翌年10月分まで、所得制限の特例を受けることができます	子育て支援課	20-1538
保育料の減免	住宅に被害を受けた場合や事業の大きな損失などで世帯の収入が大きく減少した場合、被害の程度や所得に応じて保育料を減免します	保育課	20-1607
保育園の一時保育	家庭での保育が困難になった人を対象に、14日を限度として保育を行います	保育課	20-1607

生活・手続き

名称	概要	担当課	問合せ先
り災証明書・り災届出証明書	住宅などの被害の程度を証明する「り災証明書」や、届出があったことを証明する「り災届出証明書」を発行します	財政課	20-1512
災害ボランティア	家屋の片付けなどに困っている人は、ボランティアの支援を受けられます	災害ボランティアセンター	080-7398-1455
災害ごみの戸別収集	自家用車での運搬や自力での運び出しが困難な場合は、戸別に収集します	クリーン推進課	20-1530
送風機の貸し出し	住宅が浸水被害を受けた人に対し、住宅乾燥用の送風機を無料で貸し出します	商工振興企業立地課	20-1622
応急給水	希望する世帯を訪問し、給水します	水道部業務課	22-0269
飲用井戸水質検査費補助金	浸水した飲用井戸の水質検査を行った人を対象に、費用の一部を補助します	環境衛生課	20-1531
生活必需品の支給	住宅が全壊・半壊・床上浸水した人に対し、生活必需品を現物支給します	商工振興企業立地課	20-1622
住民票・税務証明書等の交付手数料の免除	災害に関する手続きのために住民票などの証明書を取得する場合、交付手数料を免除します	市民課 市民税課	20-1525 20-1513

※支援の要件は主なものを記載していますので、その他の要件等の詳細は担当課にお問合せください。